

令和5年度 第2回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和5年8月7日（月）午後6時30分～7時30分

●場 所：中央区社会福祉協議会3階会議室

●出席者：【委員】12名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
小笠原 宣夫（中央区民生・児童委員協議会）
保田 奈奈（日本橋おとしより相談センター）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）
大久保 稔（福祉保健部長）
北澤 千恵子（高齢者施策推進室長）

〈欠席者〉前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）
武田 知子（福祉保健部健康推進課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）
(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 委員の交代について
- 3 議 題
 - (1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（案）について
- 4 閉 会

●配布資料

資料1 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（案）
資料2 意見票 ※当日配布
参考資料1 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿

参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表

その他資料 令和 5 年度第 1 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録 ※当日配布

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について (会議の公開、傍聴、議事録の作成) (配布資料の確認)	委員長	委員の交代について報告を求める。
	管理課長	新任委員の紹介
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	管理課長	委員の出席状況について報告
	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	管理課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
	委員長	議題(1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(案)について説明を求める。
	管理課長	資料1について説明
3 議題 (1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(案)について	委員長	今の説明について質問、意見はあるか。
	委員	1 ページで、現在の課題として成年被後見人の自己決定権の尊重などの意思決定支援や身上保護が重視されない場合があること、3 ページで、現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者と障害者の観点から整理する旨の記載がある。その上で「第4 各施策の取組内容及び具体的な取組」に意思決定支援や高齢者、障害者の観点からの施策や取組などが、表現として入っていないように感じた。 最後まででは説明を聞くと、10ページにチームで丁寧に意思決定支援を行うことが記載されており、15ページでチームの中で、高齢者、障害者に関して、認知症高齢者と障害者で後見人等を支えるチームの専門領域が異なり、別の専門職が支援者に入っている

	ことが分かる。 チームで意思決定支援に配慮しているのであれば、10ページの「(17) チームの自立支援」の中に意思決定支援という表現を追記したほうが分かりやすいと思う。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	説明を飛ばしたが、8ページの「(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進」で、チームについては15ページを参照するように記載している。その辺りは表現を検討のうえ、見直しさせていただく。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	9ページの「(14) 社会貢献型後見人の活動機会の充実」で、新規で社会貢献型後見人の受任要件の検討とあるが、現在の受任要件を教えていただきたい。 また、7ページ「(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化」で、包括的支援体制と連携した相談支援が挙げられているが、具体的なイメージわからないので教えていただきたい。
委員長	事務局、いかがか。
すてっぷ 中央所長	現在の社会貢献型後見人の受任要件は、中央区在住であること、中央区内の施設に入所していること、財産がおおむね500万円以内で本人の状態が心身ともに安定していること、家族間のトラブルがないことである。
管理課長	7ページの「(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化」について、2ページの「(5) 中央区保健医療福祉計画2020の中間見直し」に記載しているが、現在、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っている。この事業は相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うもので、そのうち相談支援が、制度の狭間の相談に対して、区で窓口を整備していく予定である。 それも踏まえて、複合的・複雑化した課題を抱えた世帯について、窓口を活用し、様々な相談支援機関と連携しながら行うことを記載したが、この辺りも説明の表現を検討したい。

委員長	そのほか、いかがか。
委員	多方面にわたっての検討だと思うが、最終的なゴールは利用者にとって、成年後見制度の利便性が高まることだと思う。そのために本審議会で検討をしている。 例えば、相談があったときに、現在、ある程度の待ち時間があるとするれば、相談対応を行う人員を増員することで待ち時間を〇〇分程度短くできる見込みがある、または、相談対応を行う職員に対して研修を行うことで、相談対応の質が上がっていくことが期待できるなど、1つ、2つ、ゴールが見える具体例を教えていただけるとイメージが付きやすい。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	ゴールを設定できるのかも含めて検討する。
すてっぷ 中央所長	例えば、社会貢献型後見人について受任要件を緩和したり、また研修を充実させ、社会貢献型後見人の質が向上することで、受皿が広がり、受任者を調整する時間が短縮できる。また、受皿が広がることで、地域の中で同じ区民目線で支援を希望する方に対して、対応できるケース数も増えていく。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	25ページの区長申立ての実績について、令和4年度は3件となっている。成年後見利用者数としては令和4年末で200件、令和4年の申立て件数は42件となっているが、区長申立ては件数が多ければ多いほどいいというわけではないが、3件というのは少ないような気もしていて、人口等の様々な要素があるとは思いますが、3件という数値に関して、区としてどのように考えているのか。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	親族等がいない中で、成年後見制度を利用したほうがいい方について、区長申立てを実施している。3件が少ないのか、区の把握する力が不足しているのか、利用者が200件というのは親族等も含めた件数となっているので、少ないか、多いかと言われると判断

	が難しい。今後、重層的支援体制整備事業等で、アウトリーチ等を行うなど範囲を広げることで区長申立ての対象となる方々が把握できることを期待している。
委員	おっしゃるとおり、件数が多ければ多いほどいいわけではなく、支援してくれる親族がいれば、当然その親族に申立ての支援をする方向に働く。中央区は支援してくれる親族が多くいるのかもしれないが、他方で、一人暮らしの方が増えていることや、親族と疎遠だったり、非協力的なケースというのは、どこの自治体にも限らず、一定数存在すると思われる。1年で3件という数値は、ニーズの掘り起こしという観点から見ると、もう少しニーズがあり得ると推測される。先ほど既に説明いただいたが、今後どのように掘り起こしていくか、検討の余地があると思う。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	2ページに地域共生社会の実現について記載がされていたが、現在、私が担当している方で、サービス付高齢者住宅に入りながら、近くの喫茶店に毎日通っている方がいる。その方が喫茶店内でたばこを吸う際に少し咳き込むことがあった際に、コロナ禍ということもあり、来店を控えるように言われた。その方からしたら、その喫茶店だけが社会とのつながりだったが、行くことができなくなってしまった。他にもアパートの賃貸契約の更新を断られた方もいる。日常生活を送る上で利用するコンビニやスーパーなど、様々な方の理解を得られるように今後、考えていく必要がある。地域共生社会の実現のために、そのようなこともやらないと、最後まで住み慣れた地域で生活することはできないと思う。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	成年後見制度についての研修等は、年に数回、区民向けに行っているが、こういった地域共生社会については、まだまだ皆さんと勉強する機会を提供できていないと認識している。今後、成年後見制度より広い範囲で普及、啓発をしていければと思う。
委員長	民生委員の方は、7ページの「施策3 相談・支援体制の強化」に記載されているとおり、民生委員、町会等の個別訪問、日常的な見守りなどを行っていると思うが、成年後見制度をより利用しや

	すくしたり、関心を持ってもらうために、必要なことや困っていることなどがあれば発言いただきたい。
委員	8月から高齢者宅を個別に訪問する調査期間が始まり、今回の私が担当する方は約40名いる。その中で、前年まで成年後見制度を検討していた方が一人いたが、その方は無事にうまく見つかった。成年後見制度は専門用語が多く、非常に難しいので、方向性や施策というところで、具体例があると理解しやすく、訪問の際に活用できると思った。これから訪問するので、その他に何かあったら報告する。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	相談支援体制の強化について、障害者だけでなく、高齢者についても、他機関との連携を意識しながら、相談窓口として区民を案内できるように情報収集するなど、課題に応えられるように取り組んでいる。「すてっぷ中央」からパンフレットやチラシなどをいただき、有効活用しながら少しでも相談者の不安を取り除くように活動している。 今後も本審議会の場合を借りるなど、情報を得て、職員や相談事業所の相談員にも伝えていければと考えている。
委員長	基幹相談支援センターは地域の中の事業所やケアマネージャー等への情報提供なども求められているということか。
委員	そのようなことを意識して取り組んでいる。利用者の方の中には、成年後見制度を利用している方もいるので、職員が制度を理解しないと、適切な支援もできないため、日々学んでいく必要があると思う。
委員長	事務局いかがか。
管理課長	「すてっぷ中央」がそれぞれの相談支援機関と連携していくことが重要である。「すてっぷ中央」の存在自体を知らない人がいないように、相談支援機関や区民の方々に更なる周知を行っていきたい。
委員長	そのほか、いかがか。

委員	訪問診療を受けている被後見人と専門職後見人のケースで、被後見人が亡くなられた際に、医師が専門職後見人とのコミュニケーションが全然取れなくて、思いが伝わらないことを大変残念だった言っていた。 当初、15ページの図のように、チームでうまく連携しているが、後見人がついたことで、その輪が崩れるイメージがあるように感じていたようで、今後どのように改善していく必要があるか伺ったところ、後見人がついた時に会議を開き、支援者で集まって、被後見人について話し合える場をつくってほしいと言っていた。後見人がついたら終わりではなく、被後見人にとっていいケアや診療、看護を共有することはとても大切だと思うので、そのような会議が開ければいいと思う。
委員長	事務局、いかがか。
すてっぷ中央所長	まさしくチーム支援のことだと思う。「すてっぷ中央」が令和3年度から中核機関として活動をおこなってきたが、チーム支援の取組についてはまだまだ不十分で、今年度、後見申立支援をしたケースで、後見人がついてから関係者を集めて、一度、後見方針や役割分担などを話し合う場が必要なケースが実際に起きている。今後、後見人が決まったところで、一度関係者を集めて、後見方針や役割分担について話し合う場を設ける予定で、今年度から少しずつ始めていきたい。全てのケースで後見人が選任後に会議を開催することはなかなか難しいが、必要なケースについては、中核機関が声をかけて、支援者に集まっていただき、チーム支援の仕組みづくりを積極的に進めていきたいと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	今、チーム支援の話があったが、一番に考えているのは、成年後見制度を使うメリットを感じられるようにしないといけないことだが、メリットが具体的に見えにくいところがあると思う。それを実現していくためには、潜在的なニーズをどのように把握していくかが一番大事だと思う。現在は、ほとんどが後見類型で切羽が詰まってから相談で来られる方が多く、本人の権利擁護のために行うことが重要だが、銀行口座が下ろせないなど、家族の事情で利用される場合も多々ある。おとしより相談センターなどの相

		談支援機関と中核機関が連携して、専門職や地域資源をコーディネートするなど、成年後見制度の利用につなげる仕組みづくりができれば、本制度の認知度も高まり、利用も促進していく。また、区長申立ての必要性のある方もその中で発見されていくと思う。 地域連携ネットワークは以前から取り組んではいるが、やはり国や区の方針を受けて、より力を入れていく必要があると考えている。
	委員長	10ページの「施策7 社会貢献型後見人候補者の活用」について、社会貢献型後見人等候補者の活用の検討を継続していくとなっているが、現在、どのように活用しているのか教えていただきたい。
	すてっぷ 中央所長	現在、社会貢献型後見人として3人が活動されている。既に受任経験のある方については、研修等で受任した時の経験談を伝えていただき、受任経験がない方については、成年後見支援センターで実施している講座や講演会の運営を補助してもらっている。例えば、社会貢献型後見人さんを目指す方の基礎講習という社会貢献型後見人の養成講習を毎年実施しているが、その中で実際に受任経験のある方に、活動報告をしていただく機会を設けている。今後はさらに他の機会も検討していきたい。
	委員長	そのほか、いかがか。 (意見なし)
	委員長	それでは、最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	管理課長	会議の時間内に発言できなかった意見については、資料2に記載の上、8月16日(水)までに事務局まで郵送、メール、ファクスなどで提出していただきたい。 次の審議会については令和5年11月上旬を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知を送付する。
4 閉会	委員長	閉会の挨拶